

8020運動・口腔保健推進事業実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>8020運動推進特別事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p> <p>4 補助条件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、<u>必要に応じて</u>事業の内容等が記載された<u>参考資料</u>も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び<u>参考資料</u>は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。</p>	<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>8020運動推進特別事業<u>実施要綱</u></p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p> <p>4 補助条件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された<u>概略図</u>も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び<u>概略図</u>は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。</p>

改正後	改正前
<p>都道府県等口腔保健推進事業</p> <p>第1 口腔保健支援センター設置推進事業 (略)</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p> <p>4 補助条件 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>都道府県等口腔保健推進事業 実施要綱</p> <p>第1 口腔保健支援センター設置推進事業 (略)</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p> <p>4 補助条件 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(6) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、<u>必要に応じて</u>事業の内容等が記載された<u>参考資料</u>も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び<u>参考資料</u>は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。</p>	<p>(6) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された<u>概略図</u>も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び<u>概略図</u>は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。</p>
<p>第2 口腔保健の推進に資するために必要となる事業</p>	<p>第2 口腔保健の推進に資するために必要となる事業</p>
<p>I 歯科疾患予防等事業</p>	<p>I 歯科疾患予防等事業</p>
<p>1 目的 (略)</p>	<p>1 目的 (略)</p>
<p>2 事業の実施主体 (略)</p>	<p>2 事業の実施主体 (略)</p>
<p>3 事業内容</p>	<p>3 事業内容</p>
<p>(1) 歯科疾患予防事業 この事業では、次に掲げるいずれかの事業を実施することとする。</p>	<p>(1) 歯科疾患予防事業 この事業では、次に掲げるいずれかの事業を実施することとする。<u>なお、事業実施にあたっては、効果的な取組となるようア及びイのいずれも実施することが望ましい。</u></p>
<p>ア (略)</p>	<p>ア (略)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="129 212 237 244">イ（略）</p> <p data-bbox="145 308 544 339">（２）歯科健診（検診）事業</p> <p data-bbox="152 355 1099 1018">この事業では、歯科疾患等を早期に発見するための歯科健診（検診）を実施することとする。本事業の実施にあたっては、歯科健診（検診）の受診率向上に係る施策を実施することが望ましい。また、歯科健診（検診）の結果に応じて、適切な歯科保健指導を実施し、歯科疾患等の重症化予防を目的として、歯科治療が必要な者の歯科医療機関への受診勧奨やフォローアップ等の取組をあわせて実施すること。なお、本事業の対象となる歯科健診（検診）とは、「学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に定める就学時の健康診断及び第 13 条に定める児童生徒等の健康診断」、「母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条第 1 項に定める健康診査」、「健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条の 2 に定める厚生労働省令で定める事業による歯科健診（検診）」を除いて、地方公共団体が独自に実施する歯科健診（検診）とする。</p> <p data-bbox="145 1082 768 1161">（３）歯科健診（検診）・クリーニング事業 （略）</p>	<p data-bbox="1137 212 1245 244">イ（略）</p> <p data-bbox="1153 308 1552 339">（２）歯科健診（検診）事業</p> <p data-bbox="1160 355 2107 1018">この事業では、歯科疾患等を早期に発見するための歯科健診（検診）<u>又は歯科疾患等の簡易スクリーニング</u>を実施することとする。本事業の実施にあたっては、歯科健診（検診）の受診率向上に係る施策を実施することが望ましい。また、歯科健診（検診）の結果に応じて、適切な歯科保健指導を実施し、歯科疾患等の重症化予防を目的として、歯科治療が必要な者の歯科医療機関への受診勧奨やフォローアップ等の取組をあわせて実施すること。なお、本事業の対象となる歯科健診（検診）とは、「学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に定める就学時の健康診断及び第 13 条に定める児童生徒等の健康診断」、「母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条第 1 項に定める健康診査」、「健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条の 2 に定める厚生労働省令で定める事業による歯科健診（検診）」を除いて、地方公共団体が独自に実施する歯科健診（検診）とする。</p> <p data-bbox="1153 1082 1776 1161">（３）歯科健診（検診）・クリーニング事業 （略）</p>

改正後	改正前
<p>(4) 食育等<u>小児</u>口腔機能<u>育成</u>事業 この事業では、食育の推進のために、小児に対する「食べる」ことについての教育や「食べる」機能の発達を促す取組等の口腔機能の獲得に関する活動を行うこととする。</p> <p><u>(5) オーラルフレイル予防推進事業</u> この事業では、「口の機能の健常な状態」と「口の機能低下」との間にある状態であるオーラルフレイル対策をはじめとして、<u>高齢者等の口腔機能の低下やそれを介した全身のフレイル、サルコペニア等の予防に関する活動を行うこととする。</u></p> <p>4 補助条件</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 各事業を実施するにあたって、客観的指標に基づく事業目標をあらかじめ設定し、PDCA サイクルに沿った事業計画の策定及び効果検証等を行うこと。</u></p> <p><u>(3) 上記3 (1) イの事業を実施する場合にあたっては、地方公共団体が策定する歯科保健計画等と調和の図られたものであること。</u></p>	<p>(4) 食育<u>推進</u>等口腔機能<u>維持向上</u>事業 この事業では、食育の推進のために、小児に対する「食べる」ことについての教育や「食べる」機能の発達を促す取組等の口腔機能の獲得<u>や高齢者等に対する誤嚥防止に関する取組等のオーラルフレイル対策等の口腔機能の維持向上</u>に関する活動を行うこととする。</p> <p>(新設)</p> <p>4 補助条件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(4)</u> 市町村（保健所設置市を除く。）が上記3（4）の事業を実施する場合にあたっては、市町村が策定する食育に係る行政計画と調和を図るため、歯科専門職が参加する市町村食育推進会議等の当該計画の推進に関する協議を行う会議において事業の内容について検討の上、実施すること。</p> <p><u>(5)</u> 都道府県においては、事業内容や対象、実施方法等について、管内市区町村等と調整の上、事業を実施すること。</p> <p><u>(6)</u> 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、事業の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに、厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。また、都道府県においては、市町村（保健所設置市を除く。）の事業の計画内容を取りまとめの上で提出すること。</p> <p><u>(7)</u> 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、<u>必要に応じて</u>事業の内容等が記載された<u>参考資料</u>も添付すること。また、都道府県においては、市町村（保健所設置市を除く。）の事業の実績内容及び<u>参考資料</u>を取りまとめの上で提出すること。なお、提出された事業の実績内容及び<u>参考資料</u>は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。</p>	<p><u>(2)</u> 市町村（保健所設置市を除く。）が上記3（4）の事業を実施する場合にあたっては、市町村が策定する食育に係る行政計画と調和を図るため、歯科専門職が参加する市町村食育推進会議等の当該計画の推進に関する協議を行う会議において事業の内容について検討の上、実施すること。</p> <p><u>(3)</u> 都道府県においては、事業内容や対象、実施方法等について、管内市区町村等と調整の上、事業を実施すること。</p> <p><u>(4)</u> 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、事業の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに、厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。また、都道府県においては、市町村（保健所設置市を除く。）の事業の計画内容を取りまとめの上で提出すること。</p> <p><u>(5)</u> 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された<u>概略図</u>も添付すること。また、都道府県においては、市町村（保健所設置市を除く。）の事業の実績内容及び<u>概略図</u>を取りまとめの上で提出すること。なお、提出された事業の実績内容及び<u>概略図</u>は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。</p>

改正後	改正前
<p>II 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進等事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p> <p>4 補助条件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 各事業を実施するにあたって、客観的指標に基づく事業目標をあらかじめ設定し、PDCA サイクルに沿った事業計画の策定及び効果検証等を行うこと。</u></p> <p><u>(4) 都道府県は、事業内容や対象、実施方法等について、管内市区町村等と調整の上、事業を実施すること。</u></p>	<p>II 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進等事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p> <p>4 補助条件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) 都道府県は、事業内容や対象、実施方法等について、管内市区町村等と調整の上、事業を実施すること。</u></p>

改正後	改正前
<p>(5) 他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。また、市町村（保健所設置市を除く。）が実施する上記3（1）の事業については、当該年度において都道府県等による財政上の支援を受けないこと。</p>	<p>(4) 他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。また、市町村（保健所設置市を除く。）が実施する上記3（1）の事業については、当該年度において都道府県等による財政上の支援を受けないこと。</p>
<p>(6) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、事業の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに、厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。また、都道府県においては、市町村（保健所設置市を除く。）の事業の計画内容を取りまとめの上で提出すること。</p>	<p>(5) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、事業の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに、厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。また、都道府県においては、市町村（保健所設置市を除く。）の事業の計画内容を取りまとめの上で提出すること。</p>
<p>(7) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、必要に応じて事業の内容等が記載された参考資料も添付すること。また、都道府県においては、市町村（保健所設置市を除く。）の事業の実績内容及び参考資料を取りまとめの上で提出すること。なお、提出された実績内容及び参考資料は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。</p>	<p>(6) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。また、都道府県においては、市町村（保健所設置市を除く。）の事業の実績内容及び概略図を取りまとめの上で提出すること。なお、提出された実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。</p>
<p>5 留意事項 (略)</p>	<p>5 留意事項 (略)</p>
<p>Ⅲ 調査研究事業</p>	<p>Ⅲ 調査研究事業</p>

改正後	改正前
<p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p> <p>4 補助条件 (1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、必要に応じて事業の内容等が記載された参考資料も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び参考資料は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。</p>	<p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p> <p>4 補助条件 (1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。</p>